

電気通信大学ものづくりセンター規程

平成22年 4月 1日

改正

平成23年 7月20日

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学ものづくりセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、機械設計工作設備、電子回路設計工作設備を管理し、教育及び研究の用に供するとともに、電気通信大学（以下「本学」という。）が保有する機械設計工作設備、電子回路設計工作設備の全学的な有効利用の促進並びに機械設計工作及び電子回路設計工作の教育に寄与することにより、本学における教育研究活動の一層の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 機械設計工作設備、電子回路設計工作設備の保守管理・維持などの管理運営に関すること。
- (2) 機械設計工作設備、電子回路設計工作設備の有効利用に関すること。
- (3) 機械設計工作、電子回路設計工作に関する教育、実習指導に関すること。
- (4) 実験研究設備の試作、開発に関すること。
- (5) 機械設計工作設備、電子回路設計工作設備の整備計画に関すること。
- (6) 学内からの機械設計工作、電子回路設計工作の技術相談に関すること。
- (7) その他機械設計工作設備、電子回路設計工作設備に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 機械設計工作部門
- (2) 電子回路設計工作部門

2 前項の部門は、次条第1項第2号から第4号までに定める職員により構成する。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教育研究職員
- (3) 教育研究技師
- (4) その他の職員

2 センターに副センター長を置く場合は、前項の職員に加えるものとする。

(センター長)

第6条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうちからセンター長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(部門長)

第8条 第4条第1項に定める各部門に部門長を置き、各部門の構成員のうち、教授又は准教授からセンター長が指名する。

2 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第4項の規定は、部門長に準用する。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、電気通信大学ものつくりセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、センターが行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。